

長寿医療制度のお知らせ(後期高齢者医療制度)

- 75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方が対象です -

「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったときの自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、この制度の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、長寿医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区 分		自己負担額の合計 の 基 準 額
現 役 並 み 所 得 者		67万円(89万円)
一 般		56万円(75万円)
住民税非課税世帯	区分	31万円(41万円)
	区分	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16ヵ月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。

支給額が、500円未満の場合は支給されません。

所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。

住民税非課税世帯

区分：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

【申請手続き】

支給の対象となる方へは、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書とともに保健福祉課介護医療係へ申請が必要です。

問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 290 5601

南富良野町保健福祉課介護医療係 ☎0167 52 2211